

## 春日井市入札業者審査委員会要綱

### (設置)

第1条 春日井市が施行する工事若しくは製造その他についての請負契約又は物品の買入れその他の契約に係る業者の選定の公正を確保するため、春日井市入札業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査又は決定する。

- (1) 業者の適格性の判定に関すること。
- (2) 一般競争入札参加資格に係る基準に関すること。
- (3) 一般競争入札参加資格の有無の決定に関すること。
- (4) 設計金額が、春日井市契約規則（昭和40年春日井市規則第6号）別表に定める金額を超える指名競争入札及び随意契約（次に掲げる場合を除く。）に係る業者の選定に関すること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による場合

イ 市、国又は他の地方公共団体が出資その他財政支出等を行う団体等を相手方にする場合

ウ 公募型プロポーザルにおいて相手方を決定する場合

エ 物品の再リースを行う場合

オ 指定金融機関を相手方にする場合

カ 法令等で相手方が特定されている場合

- (5) 業者の格付、指名、指名停止等の基準に関すること。
- (6) その他入札業者の審査に関し必要なこと。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員5名をもって組織する。

2 委員長は、市長が指名する副市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 財政部長

- (3) 建設部長
  - (4) 上下水道部長
  - (5) 教育部長
- (委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の審査及び決定の手続きは、非公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年5月1日から施行する。
- 2 春日井市入札指名業者審査委員会要綱（昭和47年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条第 1 項第 4 号の規定は平成 21 年 4 月 1 日以後の契約について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市入札業者審査委員会要綱の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に締結する契約に係る業者の選定について適用し、同日前に締結する契約に係る業者の選定については、なお従前の例による。